

板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱

(令和5年7月7日区長決定)

(令和6年3月21日一部改正)

(令和7年3月24日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、区立学校に在籍している児童生徒が提供を受ける学校給食に関し、当該提供に係る経費についてその負担をした者に対し補助金を交付することにより、必要栄養量を満たした学校給食を安定的に提供し、児童生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 板橋区立の小学校及び中学校をいう（天津わかしお学校を除く）。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費であって、板橋区立小中学校給食費検討委員会（板橋区立小中学校給食費検討委員会設置要綱（令和6年4月1日施行）第1条に規定する板橋区立小中学校給食検討委員会をいう。）において協議し、学務課長が決定したものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、各月（8月を除く。）の前月15日（4月にあつては7日、9月にあつては2学期の始業式の日、1月にあつては3学期の始業式の日）（以下「基準日」という。）に区立学校に在籍している児童生徒の保護者とする。ただし、基準日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者
- (2) 板橋区就学援助費支給要綱（昭和59年4月1日施行）第2条第2号に規定する就学援助（以下「就学援助」という。）の認定を受けている保護者
- (3) 区立学校から学校給食の提供を一切受けていない児童生徒の保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、板橋区長（以下「区長」という。）が不相当と認めた者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担する学校給食費とする。

2 補助金の額は、次の表に定める額とする。

児童生徒の学年	月額
---------	----

小学生	第1学年及び第2学年	4,750円
	第3学年及び第4学年	5,130円
	第5学年及び第6学年	5,700円
中学生		6,475円

- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付額を除くものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、区立小学校又は中学校の入学又は転入初年度、板橋区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状（第1号様式。以下「委任状」という。）により、補助金の交付申請、受領及び返還並びに交付決定及び交付取消しに係る通知の受領の権限を当該補助対象者の児童生徒が在籍する区立学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任し、及び補助金の請求権限を板橋区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任するものとする。

- 2 学校長は、補助対象者の請求があるときは、前項の規定による委任に係る事務処理の状況について、当該補助対象者に対し適宜の方法により報告するものとする。
- 3 委任状は、補助対象者の児童生徒が同区立学校に在籍する期間有効とする。ただし、この要綱を廃止した場合は、委任状の効力は失効するものとする。
- 4 第1項の申請は、電子申請システムLoGoフォームによる申請に代えることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項の規定により委任を受けた学校長は、月毎（8月を除く。）に板橋区立小・中学校給食費補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に対し補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 補助対象者の児童生徒が基準日に区立学校に在籍していること及び当該児童生徒が学校給食の提供を希望しているか否かが分かる資料
- (2) 他の制度により学校給食費の給付を受けている児童生徒にあっては、当該給付を受けていることが分かる資料
- (3) 前条第1項の規定により補助対象者から受領した委任状

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは板橋区立小・中学校給食費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときは板橋区立小・中学校給食費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により学校長に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、学務課長の請求に基づき、速やかに学校長に交付するものとする。

(補助金の管理)

第9条 学校長は、前条の規定により補助金の交付を受けたときは、当該補助金を適切に管理しなければならない。

(交 付 決 定 の 取 消 し)

第10条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 就学援助の認定を新たに受けたとき。
- (3) 板橋区特別支援教育就学奨励支給要綱（平成23年9月1日施行）第3条第1項1号に規定する就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の交付額が決定されたとき。
- (4) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けたとき。
- (5) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、板橋区立小・中学校給食費補助金取消通知書（第5号様式）により学校長に通知しなければならない。

(補 助 金 の 返 還 等)

第11条 区長は、前条第1項第1号、第4号又は第5号の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、学校長に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

2 区長は、前条第1項第2号の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、学校長に既に交付している補助金の全部又は一部を返還又は補助対象者に対する学校給食費に係る就学援助の支給に充当することができる。

3 区長は、前条第1項第3号の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、学校長に既に交付している補助金の全部又は一部を返還又は補助対象者に対する学校給食費に係る就学奨励費の支給に充当することができる。

(委 任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

1 この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

板橋区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状

板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の1の事項に同意の上、2の事項を委任します。

記

1 同意事項（個人情報の取扱い）

板橋区立小・中学校給食費補助金の交付決定に係る審査及び交付金額を決定するため、保護管理者（板橋区教育委員会事務局学務課長）が、以下の個人情報を利用することに同意します。

情報の保有課	利用する個人情報
戸籍住民課	対象児童生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書、続柄、異動内容及び異動年月日
学務課	対象児童生徒の在籍校、学年、入学年月日及び退学年月日並びに対象児童生徒に係る就学援助及び就学奨励の認定有無、認定区分及び認定年月日 ※区外在住の場合は、対象児童生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書及び続柄
板橋・赤塚・志村福祉課	対象児童生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

上記のほか、①他の地方公共団体の長の管理に属する福祉課が保有する対象児童生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

②各小・中学校が保有する対象児童生徒の給食喫食状況

2 委任事項

板橋区立小・中学校給食費補助金の交付申請、受領及び返還並びに交付決定及び交付取消しに係る通知の受領の権限を、対象児童生徒の在籍する区立学校の学校長に委任します。また、板橋区長により決定された板橋区立小・中学校給食費補助金の請求に関する権限を、板橋区教育委員会事務局学務課長に委任します。

対象児童生徒（1名につき1枚記入）

児童生徒氏名	
学 校	板橋区立 学校

令和 年 月 日

板橋区長 宛て

住 所 _____

保護者氏名 _____

※ 他制度により、以下の受給・認定を受けている場合は、いずれかに☑をお願いします。
補助金との二重受給を防ぐために、チェック漏れがないようご注意ください。

生活保護 就学援助 就学奨励

（他自治体から上記の受給・認定を新たに受けた場合は、学校に申し出てください。）

※ 同意及び委任をされない場合、学校給食費は保護者負担となることがあります。

年度 板橋区立小・中学校給食費補助金交付申請書

別紙委任状に基づき、当該委任をした者につき、板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱第6条の規定により、 年度 月分の板橋区立小・中学校給食費補助金の交付を申請します。

令和 年 月 日

板橋区長 宛て

別紙委任状記載の各委任者代理人 板橋区立 学校長

所在地 _____

氏名 _____

申請金額 _____ 円

内訳

補助単価	人数	金額
円	人	円
円	人	円
円	人	円
合計	人	円

<所在地>

外 名代理人 板橋区立
<氏名>

学校長
様

板橋区長

年度 月分 板橋区立小・中学校給食費補助金交付決定通知書

外 名につき先に申請のありました板橋区立小・中学校給食費補助金について、板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することと決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 内訳

補助単価	人数	金額
円	人	円
円	人	円
円	人	円
合計	人	円

<所在地>

外 名代理人 板橋区立
<氏名>

学校長
様

板橋区長

年度 月分 板橋区立小・中学校給食費補助金不交付決定通知書

先に申請のありました板橋区立小・中学校給食費補助金について、板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定に係る保護者

住所

氏名

2 不交付の理由

<所在地>

外 名代理人 板橋区立
<氏名>

学校長
様

板橋区長

年度 板橋区立小・中学校給食費補助金取消通知書

交付決定済みの板橋区立小・中学校給食費補助金について、板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、別紙のとおり交付決定を取消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

別紙

	取消に係る補助 対象者の氏名	取消日	取消の理由	取消対象月	取消対象 金額合計	還付の 要否 ※
1						
2						
3						

※ 返還の要否